

令和 2 年 9 月 25 日  
第 7 回国立市健康危機管理対策本部会議資料No.2

# 東京都新型コロナウイルス感染症 対策条例改正案について

令和 2 年 9 月 10 日

東京都福祉保健局

# 現行規定と改正理由

## 現行の規定

令和2年4月7日 制定

新型コロナウイルス感染症に対する措置の強化を図り、都民の生命及び健康を保護し、都民生活及び都民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に新型コロナウイルス感染症対策条例を制定しました。

令和2年7月30日 改正

ガイドラインの遵守、標章（ステッカー）の掲示、通知サービスの活用を努力義務化しました。

## 今般の改正理由

今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大を見据え、新型コロナウイルス感染症対策の実効性をより高めるために、都、都民、事業者の具体的な責務を明確化します。

# 条例改正のポイント①

## 都の責務・取り組み

### ○検査体制の整備

検査を円滑に行えるよう、実施体制の整備に努める。

### ○医療提供体制の確保等

必要な医療を安定的に提供できるよう、医療提供体制の確保、物資及び資材の備蓄に努める。

### ○療養環境の整備

患者等が療養に専念することができるよう、施設の確保等環境整備に努める。

### ○情報の提供等

① 発生状況や動向、まん延の防止に係る施策の情報提供に努める。

② 集客施設、イベント等において、患者等が利用・参加したことが判明した場合、

患者等と接した人が把握できておらず、まん延防止のため特に必要があると認めるときは、

施設の名称等まん延の防止に必要な情報を公表することができる。

③ ①②の目的を達成するために、特別区長、保健所設置市長、医療機関等の協力を求める。

## 条例改正のポイント②

### 都民、事業者の責務（努力義務）

#### ○都民等の感染拡大防止措置

- ① 都民は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、必要な検査を受けるよう努める。
- ② 患者等は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、医療機関に入院し、宿泊療養施設に入所し、又は居宅等において療養し、みだりに外出しないよう努める。
- ③ 患者等は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、まん延を防止するために必要な調査に協力するよう努める。
- ④ 事業者は、知事や特別区長、保健所設置市長の求めに応じて、まん延を防止するために必要な調査に協力するとともに、関係者のうち感染のおそれのあるものに検査に協力することを促すよう努める。